住民税の申告期限は3月15日です

1 世田谷区へ申告をしていただく方

①6年1月1日現在区内に居住し、5年中に所得※があった方
(右記の2①～③のいずれかに該当する方を除く)

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下のため税務署に確定申告をしなくてもよい方は、区に申告してください。

②5年中に所得のなかった方で下記に該当する方

●国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金に加入している
●各種児童関連手当等を受給している
●教育(例 就学援助)、高齢福祉(例 電話料金の助成)、障害福祉(例 補装具費の支給)、保育等のサービスを受けている
●所得の証明書(課税(非課税)証明書)が必要(例 シルバーパス・住宅関係・保育園・奨学金等の手続き、合計所得金額が1000万円を超える納税者の同一生計配偶者の方)

※所得とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額をいいます。

2 世田谷区に申告しなくてもよい方

①税務署に5年分の所得税(国税)の確定申告をする方

※区への申告は必要ありませんが、確定申告書の第2表「住民税に関する事項欄」に該当する項目がある場合は、忘れずにご記入ください。

②5年中の収入が給与収入のみで、勤務先(会社等)が世田谷区に給与支払報告書を提出している方

③5年中の収入が公的年金等収入のみの方

※②、③に該当しても源泉徴収票に記載のない各種控除の適用を受ける場合は申告が必要です。

問 課税課　お住まいの地域を管轄する係へ(いずれもFAX5432-3037)

世田谷地域 課税第1係 ☎5432-2169	池尻(1～3丁目、4丁目1～32番)、上馬、経堂、駒沢(1・2丁目)、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林
北沢・砧地域 課税第2係 ☎5432-2174	赤堤、池尻(4丁目33～39番)、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原
玉川・烏山地域 課税第3係 ☎5432-2184	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢(3～5丁目)、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀

税務署からのお知らせ～所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成会場を開設します

会場への入場には「入場整理券」が必要です(当日会場で配付、または国税庁の公式LINEアカウントを「友だち追加」で事前入手可)。
期間中、各税務署内では申告書の作成・相談は行っていません。
提出のみの場合は、管轄の税務署に持参または郵送してください。

日 2月16日㈮～3月15日㈮午前8時30分～午後4時(土・日曜、祝日を除く。ただし、2月25日㈰は開場)※相談開始は午前9時15分から。
場 ベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

友だち追加はこちらから

確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットをご利用ください

確定申告に関する疑問は、チャットボット(ふたば)にご相談ください。24時間利用可(メンテナンス時間を除く)。
●**チャットボットとは**　AI(人工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。
担当＝課税課

チャットボット(ふたば)はこちらから▶

問 税務署(世田谷☎6758-6900、北沢☎3322-3271、玉川☎3700-4131)

シニア向けスマートフォン安全教室(消費生活講座)

内容／基本操作と不当請求の対処法
対 区内在住の概ね60歳以上で、スマートフォン(Android)の基本操作について学びたい方、これから購入を考えている方、または購入後間もない方
日 3月7日㈭午後2時～4時15分
場 消費生活センター
講 KDDI㈱認定講師
備 スマートフォンを1人1台貸し出します。受講者の端末(スマートフォン)は使用しません。
担当＝消費生活課

申 2月12日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。年齢も明記)でせたがやコールへ　抽選20人

ホームページバナー広告等を募集します

1 区のホームページに掲載するバナー広告(4月～7年3月掲載分)

掲載料／月額2万952円　**募集枠数**／24枠
募集期限／2月22日

2 区発行の印刷物の広告取扱事業者

せたがや便利帳等に掲載する広告の募集業務等を受託する事業者を募集します。
受付期限／2月13日

問 広報広聴課 ☎5432-2009 FAX5432-3001
1 区HP 206894　2 区HP 206900

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱などの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がいない場合の受診相談、療養中の体調変化や困りごとの相談

世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター
☎050-3665-7973(平日 午前8時30分～午後5時)

東京都新型コロナ相談センター
☎0120-670-440(24時間(土・日曜、祝・休日を含む))

発熱患者に対応している医療機関のリスト

※必ず受診前に医療機関に電話で相談してください。
※受診の際は、マスクの着用をお願いします。
区HP 199397

新型コロナウイルス感染症について

療養期間の目安など、詳しくはこちら▶▶▶▶▶▶
区HP 184143

新型コロナワクチン接種について　**世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652**(午前8時30分～午後5時30分(土・日曜、祝・休日を含む))